

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお知らせ・保険証と減額認定証の更新～

▶問い合わせ  
年金・長寿医療グループ  
(☎052137)  
北海道後期高齢者医療広域連合  
(☎011-290-5601)

## ◎ 7月に保険料をお知らせします

▶ 保険料の計算方法（年度途中で加入したときは、加入した月からの月割り計算）

均 等 割 【1人当たり】 49,809円	+	所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得－33万円) × 10.51%	=	保 険 料 (年 額) 【上限額57万円】 ※100円未満切り捨て。
-----------------------------	---	--	---	--

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など）を引いたものです。

### ▶ 保険料の軽減

#### ① 均等割の軽減

被保険者と世帯主（被保険者ではない世帯主も含む）の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割
33万円かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	9割軽減	4,980円
33万円	8.5割軽減	7,471円
33万円＋（27万円×世帯の被保険者数）	5割軽減	24,904円
33万円＋（49万円×世帯の被保険者数）	2割軽減	39,847円

※65歳以上の方の公的年金などに係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

※平成29年度から、均等割5割軽減・2割軽減の範囲が拡充されました。

#### ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割を2割軽減します。

※平成29年度から、所得割の軽減割合が5割から2割に変更されました。

#### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割は掛からず、均等割が7割軽減となります。

**【均等割（7割軽減後）→14,942円】**

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主に会社員が加入している健康保険のことで、市の国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

※平成29年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が9割から7割に変更されました。

### ▶ 保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、年金・長寿医療グループにご相談ください。

### ▶ 保険料の支払方法

保険料の支払いは『年金からのお支払い』から『口座振替』に変更することができます。

『口座振替』を希望する方は、ご本人の保険証、通帳、届出印を持参の上、年金・長寿医療グループへ申し込みください。

※『年金からのお支払い』から『口座振替』に切り替わる時期は、申し込み時期により異なります。

支払った保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。納付書や口座振替で納めた場合は、**支払った方**の社会保険料控除の対象となります。

## 保険証と減額認定証が新しくなります

有効期限が7月31日(月)をもって満了となりますので、7月中に新しい保険証（黄色）と減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）（橙色）を送付します。8月1日(火)以降、新しいものをご使用ください。

また、減額認定証が新たに必要となる方は、年金・長寿医療グループまでご連絡ください。

